

注:本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRIC Review

目次

- ・ 主たる決定事項
- ・ アジェンダ化に関する決定
- ・ 暫定的なアジェンダの決定
- ・ 委員会における議論の要約
- ・ IAS 第 1 号-負債の流動/固定の分類(ロールオーバー契約)
- ・ IAS 第 8 号-IAS 第 8 号のヒエラルキーの適用
- ・ IAS 第 32 号-非支配持分についての売建オプション
- ・ IAS 第 37 号-自己の信用リスクの割引率への考慮
- ・ 年次改善の規準-コメント・レターの概要

2011年1月6日および7日の国際財務報告基準解釈指針委員会(IFRS Interpretations Committee)会合の要約

主たる決定事項

委員会は「露天掘りの生産段階における剥土コストに関する解釈指針」を引続き開発することで暫定合意した。委員会は、「剥土キャンペーン」の概念を放棄し、代わりに現行の IAS 第 16 号「有形固定資産」におけるコストの資産化原則の適用を助けるためのガイダンスを開発することで暫定合意した。委員会は、解釈指針草案における特定識別アプローチは引続き有効であることに合意した。しかし、提案された解釈指針は、過度に規範的なものではなく、採掘の可能性のある鉱床の種類に基づく判断を認めている。委員会は、今後の会議で、減損テストや経過措置について引続き協議することで合意した。

委員会は、外国為替レートの変動によって、企業結合で支払われた対価の金額が変動するリスクのヘッジから生じる損益が、IFRS 第 3 号「企業結合」(2008 年改訂)37 項に従い、移転された対価の一部として適格かどうかを明確にする要請を受けた。委員会は、実務の多様性を想定しておらず、また IAS 第 39 号「金融商品:認識及び測定」AG98 項は、企業結合により企業を取得する確定約定の外国為替レートの変動をヘッジする場合に、企業にヘッジ会計の適用を認めていることを認識している。委員会は、IAS 第 39 号が本件について十分なガイダンスを提供しており、したがって追加的なガイダンスの必要性はないと考えている。委員会は、本件をアジェンダに追加しないことで暫定合意した。

委員会は、有形固定資産または無形資産の別々の購入のための条件付支払いの会計処理方法に関するガイダンスに対する要請について検討した。委員

会は、有形固定資産と無形資産の原価モデル、および金融負債の認識と測定に関して、IFRS の適用を議論した。委員会は、IAS 第 39 号における金融負債の変動に関する会計処理と、IAS 第 16 号における原価モデルの矛盾について認識した。委員会は、本件をアジェンダの基準と照らし合わせた上で、本件をアジェンダに追加するものの、当初のプロジェクトの範囲を有形固定資産に限定することを決定した。

アジェンダ化に関する決定

暫定的なアジェンダの決定

委員会のアジェンダに暫定的に追加された論点:

IAS 第 16 号-有形固定資産および無形資産の条件付価格算定

委員会のアジェンダに暫定的に追加されなかった論点:

IFRS 第 3 号-企業結合における外国為替リスクのヘッジ

IAS 第 8 号-IAS 第 8 号のヒエラルキーの適用

IAS 第 37 号-自己の信用リスクの割引率への考慮

年次改善プロジェクトに提案された論点:

IAS 第 1 号-負債の流動/固定の分類(ロールオーバー契約)

委員会における議論の要約

IAS 第 1 号-負債の流動/固定の分類(ロールオーバー契約)

委員会は、2010 年 11 月の会議で、実務の多様性のレベルを理解するために、本件についてさらなるアウトリーチを実施するように要請した。アウトリーチの回答で、実務の多様性がとりわけ生じるのは、報告日以後の 12 ヶ月以内の期日の既存の負債が、同じ貸手との間で異なる条件で、さらに最低でも 12 ヶ月間期間を延長する再交渉が行われる場合であることが明らかとなった。委員会は、債務が同じ貸手と同じまたは類似した条件で再交渉される場合に、年次改善のプロセスを通して IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 73 項を改訂し、その債務が非流動負債として分類されなければならないことを明記することで暫定合意した。さらに委員会は、IAS 第 39 号の金融負債の認識中止ガイダンスとの相互参照を追加することで暫定合意した。

IAS 第 8 号-IAS 第 8 号のヒエラルキーの適用

委員会は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で、特定の事象や取引、その他の状況が IFRS で特定の取扱われていない場合に、会計方針の策定および適用での経営者による判断の使用に関するガイダンスを明確にする要請について検討した。とりわけ、特定の要請されたのは、

IAS 第 8 号のヒエラルキーを適用する際に、経営者が、(a)目的適合性および信頼性を有する情報を創出するために経営者が必要と判断する類似の取引について IFRS に記載される扱いの特定の側面のみを会計方針に導入する、と(b)表示されている情報の目的適合性および信頼性の潜在的な影響の存在に関わらず、類似の取引について IFRS に記載される扱いの全ての側面を会計方針に導入するのいずれかなのかについて、明確にすることであった。委員会は、IAS 第 8 号第 10 項が会計方針の策定に関する原則を記載している一方で、第 11 項と第 12 項が原則を適用するプロセスを提供していることを認識している。委員会は、他の基準書を類推する際に(経営者による)判断が行われ、またそのような類推には、特定の論点に関連する基準書の全ての部分の検討が含まれることを想定している。委員会は、本件をアジェンダに追加しないことで暫定合意した。

IAS 第 32 号 – 非支配持分についての売建プットオプション

2010 年 11 月の会議での決定を受けて、委員会は、非支配持分についての売建プットオプションに関する審議を継続し、本件を取扱うための様々な代替案について検討した。委員会は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」の範囲からそのようなプットオプションを除外するために IAS 第 32 号を改訂すること、非支配持分についての売建プットオプションが IAS 第 39 号または IFRS 第 9 号でデリバティブとして処理されるようなガイダンスを提供する解釈指針を開発することの可能性について議論した。委員会は、本件を引続き調査するようスタッフに依頼し、2011 年 3 月の会議でさらに議論する予定である。

IAS 第 37 号-自己の信用リスクの割引率への考慮

委員会は、2010 年 11 月に公表された暫定的なアジェンダの決定を確認し、本件をアジェンダに追加せず、代わりに実務では、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」第 47 項の「負債に固有のリスク」の中に、通常は信用リスクが含まれず、その負債自身のリスクのみが含まれる解釈されているという説明を含めるために、アジェンダ決定の文面を改訂することで合意した。アジェンダ決定は、また、委員会が著しい実務の多様性を想定していないという事実に基づき暫定的なアジェンダの決定が再公表されたことを明確にするだろう。

年次改善の規準-コメント・レターの概要

委員会は、IASB デュー・プロセス・ハンドブックに年次改善プロセスに関する新しいパラグラフを追加するための IFRS 財団の協議文書について、受領したコメントの分析を検討した。委員会は、提案された適格規準の文言を一部修正することを提案した。委員会のメンバーの見解は、2011 年 1 月の IASB 会議で議論される予定である。その後 IASB は、委員会のコメントを IASB のコメントと照合し、統合したコメントを評議員会と共有する予定である。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス等を提供しております。また、国内約 40 都市に約 7,000 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約 170,000 人におよぶ人材は"standard of excellence"となることを目指しています。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitteをご覧ください。